

○総務省令第八十号

放送法の一部を改正する法律（令和六年法律第三十六号）の一部の施行に伴い、放送法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年八月十五日

総務大臣 松本 剛明

放送法施行規則の一部を改正する省令

放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>第三章 日本放送協会等</p> <p>第二節 業務</p> <p>(放送設備に関する事項)</p> <p>第十一条 法第二十条第十一項（法第六十五条第五項において準用する場合を含む。）の放送設備に関する事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>〔一〕三 略</p> <p>(協定の認可申請)</p> <p>第十二条 法第二十条第十一項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出するものとする。</p> <p>〔一〕三 略</p> <p>〔二〕四 略</p> <p>(実施基準の記載事項)</p> <p>第十二条の二 法第二十条第十二項第四号の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>〔一〕二 略</p> <p>三 法第二十条第十六項の実施計画の実施の状況及びその評価に関する資料の作成及び公表に関する事項</p> <p>四 前号の規定による評価の結果も踏まえた法第二十条第二十項の規定に基づくインターネット活用業務の実施の状況の評価及び当該インターネット活用業務の改善に関する事項</p> <p>〔五 略</p> <p>(実施基準の認可申請)</p> <p>第十二条の三 法第二十条第十二項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出するものとする。</p> <p>〔一〕三 略</p> <p>〔2 略</p> <p>(実施計画の記載事項等)</p> <p>第十二条の四 法第二十条第十六項の実施計画には、同条第十二項の認可を受けた実施基準の項目ごとに、当該事業年度に実施するインターネット活用業務に関する次に掲げる事項をできる限り具体的に記載するものとする。</p> <p>〔一〕八 略</p> <p>2 法第二十条第十六項の規定による公表は、インターネットの利用により行うものとする。</p> <p>(業務の認可申請)</p> <p>第十三条 法第二十条第二十一項の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出するものとする。</p> <p>〔一〕六 略</p> <p>(意見の求め)</p> <p>第十八条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p>	<p>第三章 〔同上〕</p> <p>第二節 〔同上〕</p> <p>(放送設備に関する事項)</p> <p>第十一条 法第二十条第九項（法第六十五条第五項において準用する場合を含む。）の放送設備に関する事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>〔一〕三 同上</p> <p>(協定の認可申請)</p> <p>第十二条 法第二十条第九項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出するものとする。</p> <p>〔一〕三 同上</p> <p>〔二〕四 同上</p> <p>(実施基準の記載事項)</p> <p>第十二条の二 法第二十条第十項第四号の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>〔一〕二 同上</p> <p>三 法第二十条第十四項の実施計画の実施の状況及びその評価に関する資料の作成及び公表に関する事項</p> <p>四 前号の規定による評価の結果も踏まえた法第二十条第十八項の規定に基づくインターネット活用業務の実施の状況の評価及び当該インターネット活用業務の改善に関する事項</p> <p>〔五 同上</p> <p>(実施基準の認可申請)</p> <p>第十二条の三 法第二十条第十項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出するものとする。</p> <p>〔一〕三 同上</p> <p>〔2 同上</p> <p>(実施計画の記載事項等)</p> <p>第十二条の四 法第二十条第十四項の実施計画には、同条第十項の認可を受けた実施基準の項目ごとに、当該事業年度に実施するインターネット活用業務に関する次に掲げる事項をできる限り具体的に記載するものとする。</p> <p>〔一〕八 同上</p> <p>2 法第二十条第十四項の規定による公表は、インターネットの利用により行うものとする。</p> <p>(業務の認可申請)</p> <p>第十三条 法第二十条第十九項の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出するものとする。</p> <p>〔一〕六 同上</p> <p>(意見の求め)</p> <p>第十八条 〔同上〕</p> <p>2 〔同上〕</p>

<p>【一・二 略】</p> <p>三 法第二十條第十二項に規定する実施基準（法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる用語の整理、条、項又は号の繰上げ又は繰下げその他の形式的な変更の議決をしようとする場合を除く。）</p> <p>【四 略】</p> <p>【3～9 略】</p> <p>（情報提供の方法及び範囲）</p> <p>第五十五條の二 【略】</p> <p>2 法第八十四條の二第一項の総務省令で定める情報は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 協会の業務に関する次に掲げる情報</p> <p>【イ～ホ 略】</p> <p>【一 略】</p> <p>二 協会の業務に関する次に掲げる情報</p> <p>【イ～ホ 略】</p> <p>【二 略】</p> <p>【三 略】</p> <p>四 協会の組織、業務及び財務についての評価及び監査に関する次に掲げる情報</p> <p>イ 法第二十條第十六項の実施計画の実施の状況及びその評価に関する資料、同条第二十項の規定に基づくインターネット活用業務の実施の状況の評価及び当該インターネット活用業務の改善に関する資料、中期経営計画の実施の状況の評価その他の協会の業務の実施の状況の評価に関する情報</p> <p>【ロ～ク 略】</p> <p>【五 略】</p> <p>第四章 基幹放送</p> <p>第三編の二 特定放送種別（一）実施方針の認定</p> <p>別表第三号の二（第12條の4第1項第4号イ、第32條第6項、第34條第3項第4号ニ関係） 受信料財源インターネット活用業務費用明細表</p> <table border="1"> <tr> <td>年</td> <td>月</td> <td>日から</td> </tr> <tr> <td>年</td> <td>月</td> <td>日まで</td> </tr> </table> <p>（一般勘定）</p> <p>【表略】</p> <p>注1 この表において、「費用の上限」とは、法第20條第12項の認可を受けた実施基準に定める受信料財源インターネット活用業務の実施に要する費用の上限をいう。</p> <p>【注2・注3 略】</p> <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	年	月	日から	年	月	日まで	<p>【一・二 同上】</p> <p>三 法第二十條第十項に規定する実施基準（法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる用語の整理、条、項又は号の繰上げ又は繰下げその他の形式的な変更の議決をしようとする場合を除く。）</p> <p>【四 同上】</p> <p>【3～9 同上】</p> <p>（情報提供の方法及び範囲）</p> <p>第五十五條の二 【同上】</p> <p>2 【同上】</p> <p>一 【同上】</p> <p>【一 同上】</p> <p>【二 同上】</p> <p>【イ～ホ 同上】</p> <p>【一 同上】</p> <p>【二 同上】</p> <p>【三 同上】</p> <p>【四 同上】</p> <p>四 協会の組織、業務及び財務についての評価及び監査に関する次に掲げる情報</p> <p>イ 法第二十條第十四項の実施計画の実施の状況及びその評価に関する資料、同条第十八項の規定に基づくインターネット活用業務の実施の状況の評価及び当該インターネット活用業務の改善に関する資料、中期経営計画の実施の状況の評価その他の協会の業務の実施の状況の評価に関する情報</p> <p>【ロ～ク 同上】</p> <p>【五 同上】</p> <p>第四章 【同上】</p> <p>第三編の二 放送種別（一）面の認定</p> <p>別表第三号の二（第12條の4第1項第4号イ、第32條第6項、第34條第3項第4号ニ関係） 受信料財源インターネット活用業務費用明細表</p> <table border="1"> <tr> <td>年</td> <td>月</td> <td>日から</td> </tr> <tr> <td>年</td> <td>月</td> <td>日まで</td> </tr> </table> <p>（一般勘定）</p> <p>【表同左】</p> <p>注1 この表において、「費用の上限」とは、法第20條第10項の認可を受けた実施基準に定める受信料財源インターネット活用業務の実施に要する費用の上限をいう。</p> <p>【注2・注3 同左】</p>	年	月	日から	年	月	日まで
年	月	日から											
年	月	日まで											
年	月	日から											
年	月	日まで											

附 則

この省令は、放送法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。